平成２７年（フ）第８２号
岐阜県大垣市東前１丁目４番地　ファミール安井　Ｃ－３
破産者　三輪　　勉
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
岐阜県大垣市北方町１丁目1575番地２　エストーレシミズ106号
破産者　日比　茂美
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
岐阜県大垣市北方町１丁目1575番地２　エストーレシミズ106号
破産者　日比　隆文
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３号
静岡県富士市川成新町110番地
破産者　笠原由紀子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７号
静岡県富士宮市小泉636番地の２
破産者　中尾　則東
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４１８号
静岡県浜松市南区高塚町1342番地コーポタナカ203
破産者　水沼　正裕
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
愛知県弥富市寛延２丁目34番地㈱富田鋳工所独身寮１　106
破産者　宇都　大吾
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２９号
群馬県高崎市下豊岡町260番地１、従前の住所名古屋市守山区白沢町83番地　Ａ・ｆｏｒｔ鴻の巣102号
破産者　山西　英輔
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４６号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字中切647番地の４　チサンマンション大治225号、開始決定時の住所名古屋市中区栄３丁目22番22号　チサンマンション白川公園403号
破産者　ＣｏｉＬこと　鈴木　孝正
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５８号
京都府城陽市寺田乾出北12番地の２
破産者　平山　雅三
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９４６号
大阪市東淀川区南江口２丁目10番50号、前住所大阪市東淀川区井高野３丁目２番46号
破産者　いちはんこと　藤原　義幸
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１４号
神戸市東灘区向洋町中５丁目11番地502号棟105号室、従前の住所神戸市東灘区向洋町中５丁目11番地502号棟603号室
破産者　藤野　真佐
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１号
徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口87番地６、旧住所徳島県板野郡藍住町住吉字乾116番地の14
破産者　平岡　和美
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
鹿児島県鹿児島市四元町1233番地
破産者　濵野かおり
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
北海道深川市７条13番27号
破産者　今井　正志
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
北海道旭川市春光台５条２丁目５番15号　グループハウス春の丘
破産者　中屋　和子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６７号
北海道深川市幌内1538番地
破産者　臼杵　真人
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
北海道帯広市西３条南27丁目１番地17　サンブライトハイツＮｏ．１―401号
破産者　岩本　佳介（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係